

社会福祉法人大阪愛心会役員等報酬規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人大阪愛心会（以下「法人」という）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬に関する事項を定める。

(報 酬)

第2条 役員等のうち法人業務を行う役員等に対して報酬を支給する。

(支給額)

第3条 理事長は月額200,000円とする。

その他の役員等は理事会、評議員会に出席した場合及び監事監査を行った場合日額10,000円とする。

(支給日)

第4条 理事長報酬は、毎月27日（支給日が銀行休業日の場合は、前営業日）に支払う。

その他の報酬は理事会、評議員会及び監事監査の当日に支払う。

(改 正)

第5条 この規程の改正は、評議員会の議決を得てから改正する。

附 則

この規程は、平成29年7月1日から施行する。